

1 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画」の基本理念である「幸福を中心軸に 未来への活力を創造する 京丹後のまちづくり拠点」の実現に向けて、増築棟等のオフィス環境整備を図り、業務改善及び職員の働き方改革を実現し市民サービスの向上につながるよう提案を求めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

京丹後市庁舎増築棟等オフィス環境整備支援業務

(2) 業務内容

京丹後市庁舎増築棟等に関するオフィス環境の基本計画及び基本設計業務

詳細は、資料2の京丹後市庁舎増築棟等オフィス環境整備支援業務特記仕様書（参考案）（以下「特記仕様書」という。）のとおりです。特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではありません。

(3) 業務期間

契約日の翌日から令和6年3月31日までとします。

なお、基本計画は令和4年度中に完了することを目標とします。

(4) 業務の規模（委託限度額）

15,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号の要件を満たす者とします。

(1) 一般競争入札の参加者要件関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生等関係

次のいずれかに該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（更生計画の認可を受けているものを除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続の申し立てがなされている者（再生計画の認可を受けているものを除く。）

(3) 暴力団等の排除関係

京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(4) 指名停止関係

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

(5) 不法行為関係

同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

(6) 税の滞納関係

プロポーザル参加申し込み時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 業務実績関係

過去5年以内に地方自治体から直接受注したもので、地方自治体の庁舎に係るコンサルタント業務（本業務の同様の内容（基本計画又は基本設計の策定）を含む業務で物品の納品を含まないもの。）の実績を有すること。

（複数ある場合は、基本計画の策定に係るものの実績が1件以上であること。）

4 業務実施に関する条件

業務実施にあたっては、次の条件をすべて満たす必要があります。当該条件を承知し、本プロポーザルに参加してください。

(1) 管理技術者

管理技術者（業務全体を統括するもの）は、次のことを満たす者であること。

ア 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者

イ 平成24年4月1日以降に地方自治体から直接受注したもので、地方公共団体の庁舎のオフィス環境整備に係る業務に携わった実績を有する者

(2) その他技術者

本業務の遂行にあたり、必要と考えられる技術者を配置すること。

5 委託する候補者の選定方法

市職員等で構成する京丹後市庁舎増築棟等オフィス環境整備プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を実施し、委託候補者1者及び次席者（優先順位を付します。）を選定します（応募者が1者の場合、委託候補者の適否の審査を実施します。）。なお、審査は非公開とします。

○審査

技術提案（技術提案書、見積）、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準により審査します。

【審査で求める資料】

(1) 業務実施方針（本業務の見積価格を含む）

業務実施方針

業務実施体制

業務実施内容

業務工程

(2) 特定テーマに係る技術提案

特定テーマに係る技術提案

(3) 業務実施方針及び特定テーマに係る技術提案に係る内容

業務実施方針及び特定テーマに係る技術提案では、次に掲げることについて提案を求めます。

ア 業務実施方針

本業務について次に掲げる項目の内容

(ア) 業務実施方針

- a 進め方（取組方針等）
- b 実施に係る配慮事項
- c その他の事項

(イ) 業務実施体制

本業務を実施する体制図及びその説明
（配置する技術者、協力者、関係企業などの役割など）

(ウ) 業務実施内容

特記仕様書に掲げる項目の具体の実施内容

(エ) 実施工程

業務実施に係る項目ごとの工程
（増築棟等の設計に係る工程との関係など）

(オ) 見積価格

本業務の見積価格

イ 特定テーマに係る技術提案

次の特定テーマについて基本計画の基本方針等を踏まえた留意点・解決策などの提案内容

(ア) 市民等の利用に関すること

市民等にとって、わかりやすく、使いやすい窓口空間等創出の考え方
（課題と解決方法）

(イ) 執務空間に関すること

限られた規模での快適で機能的な執務空間創出の考え方
（課題と解決方法）

(ウ) 独自提案に関すること

実施方針、特定テーマ a・b を実現するための独自の取組の考え方

6 実施スケジュール

区分	実施内容	実施期間
公告	公募型プロポーザル公告	令和4年 9月30日(金)
審査	質問受付	令和4年 9月30日(金) から 令和4年10月 7日(金) まで
	質問回答	令和4年10月12日(水) 予定
	参加表明書の受付	令和4年 9月30日(金) から 令和4年10月14日(金) まで
	参加資格審査結果の通知	令和4年10月19日(水) 予定
	技術提案書の受付	令和4年10月19日(水) から 令和4年10月26日(水) まで
	技術提案の審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年10月31日(月) 予定
	審査結果の通知	令和4年11月 2日(水) 予定
契約		令和4年11月初・中旬 予定

7 参加表明

(1) 提出物

- ア プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- イ 業務実績書(様式第2号)
- ウ 会社概要(様式第3号)

(2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送(提出期間内必着)

(3) 提出期間

令和4年9月30日(金) から令和4年10月14日(金) まで

持参による受付: 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)

(4) 提出先

〒629-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話番号(直通) 0772-69-0120

ファクシミリ番号 0772-69-0901

(5) 提出物の作成、部数等

参加表明書及び技術提案書作成要領に従い作成し提出してください。

(6) 書類審査

書面による審査を行います。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知を参加表明者全員に通知します。

通知時期：令和4年10月19日（水）予定

8 審査

参加資格審査により参加資格があると認められた者に対し、技術提案、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査します。

(1) 提出物

- ア 技術提案書表紙（様式第4号）
- イ 業務実施方針（様式第5号）
- ウ 業務実施体制（様式第6号）
- エ 業務実施内容（様式第7号）
- オ 業務工程表（様式第8号）
- カ 特定テーマに係る技術提案（様式第9号）

(2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）とします。

(3) 提出期間

令和4年10月19日（水）から令和4年10月26日（水）まで
持参による受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

(4) 提出先

〒629-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話番号（直通） 0772-69-0120

ファクシミリ番号 0772-69-0901

(5) 提出物の作成、部数等

参加表明書及び技術提案書作成要領に従い作成し提出してください。

(6) 評価項目

技術提案の評価項目は、次に掲げるとおりとします。

100点

審査事項	評価項目	配点
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	35点
	(1) 業務実施方針	(10)
	(2) 業務実施体制	(5)
	(3) 業務実施内容	(10)
	(4) 業務工程	(10)
実施方針の妥当性 (適格性、機能性、成果達成の期待度など)	特定テーマに係る技術提案内容	60点
	(1) 市民等の利用に関すること	(20)
	(2) 執務空間に関すること	(20)
	(3) 独自提案に関すること	(20)
経費の見積価格	算式：(5-1) × [{ 1 - (見積価格) ÷ (予定価格) } × 4] + 1 ※ [] 内が1を超える場合は1とする。	5点

合計得点が60点を下回る場合は、失格とします。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 開催日時

プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所、留意事項を別途通知します。

イ 時間

40分程度（説明20分、質疑応答20分）を予定

ウ 説明

説明は、パワーポイント等を使用することができます。

エ 説明者

説明者は、当該業務に予定する管理技術者を含む6人以内とします。

オ その他

(ア) 非公開

ヒアリングは、非公開とします。

(イ) 入出

自己のヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）を認めません。

(ウ) ヒアリング内容

ヒアリングにより求める内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とします。

(エ) WEB会議方式への変更

新型コロナウイルス感染症対策として、ヒアリングをWEB会議方式で実施する場合があります。

(8) 審査

書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

ア 審査方法

審査会委員により点数評価します。

イ 選定等

評価点により順位付けします。

(9) 選考結果の通知

参加資格審査結果の通知を参加表明者全員に通知します。

通知時期：令和4年11月2日（水）予定

1.1 資料について

資料は、京丹後市ホームページに掲載しています。

1.2 質問受付等について

(1) 質問の方法

ア 本プロポーザルに関する質問

質疑書（様式第10号）に質問事項を記載し、担当部署へメール及びファクシミリしてください。

イ プロポーザルの手続及び様式等に関する質問

担当部署へ電話してください。

<担当部署>

〒629-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話番号（直通） 0772-69-0120

ファクシミリ番号 0772-69-0901

E-mail kikaku@city.kyotango.lg.jp

(2) 質問の受付期間

令和4年9月30日（金）から令和4年10月7日（金）まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、京丹後市ホームページに掲載します（プロポーザルの手続き及び様式等に関する質問を除く。）。

1.3 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が提出期間内に提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「3 参加資格要件」に規定する各要件を欠くこととなった場合
- (7) 選定委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- (8) その他本要領に違反すると認められた場合

1 4 契約の締結

(1) 契約締結交渉

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が不調の時は、次席者と交渉を行います（次席者不調の場合は、さらに次の順位の次席者と交渉を行います。以下同様に取り扱います。）。

(2) 契約上限額

契約の上限額：15,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
受注候補者の特定後、業務委託契約時における委託料は、見積価格以内とします。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しません。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本市の指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類を郵送する場合は、提出期限内必着とし、配達確認ができる方法に限ることとします。なお、提出書類を持参以外の方法による場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本市は責任を負いません。
- (6) 提出された書類等は審査及び説明のため写しを作成し使用できるものとします。
- (7) 提出期限後は、提出書類の差し替え等を行うことができません。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。
- (9) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立てを受付けません。
- (10) 業務実績等事実確認をするため、追加資料の提出を求めることがあります。
- (11) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、市ホームページ等で公表することがありますので、了承してください。
- (12) 参加表明書等の様式は、京丹後市ホームページから入手してください。